

女性差別撤廃委員会からの勧告（2016年2009年2003年）

2016年

日本政府に対し婚外子差別撤廃－法改正を三度勧告

<懸念と勧告>

12. 委員会は、現存する差別的な規定に関するこれまでの勧告への対応がされていないことを遺憾に思う。委員会はとりわけ、以下のことを懸念する。

相続における婚外子差別規定が2013年12月に廃止されたにもかかわらず、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む多くの差別的規定が維持されていること。

13. 委員会は、これまでの勧告（CEDAW/C/JPN/CO/5）、（CEDAW/C/JPN/CO/6）を繰り返すとともに、締約国に対し以下のことを遅滞なく行うよう強く要請する。

婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止すること、及び法が社会的偏見と差別から婚外子とその母親を確実に保護するようにすること。

2009年

日本政府に対し婚外子差別撤廃－法改正を再勧告

－民法及び戸籍法の差別的規定の撤廃を－

<懸念と勧告>

17. 委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって婚外子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。

18. 委員会は、婚外子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に勧告する。

委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

最終見解のフォローアップ

59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。

（*2011年11月フォローアップ審査→1年以内に相続分の同等化の追加情報の提供を求める。
*2013年9月フォローアップ審査→勧告が履行されていない。次回の定期報告において相続分の同等化の追加情報の提供を求める。）

2003年

日本政府に婚外子差別撤廃を勧告

—婚外子差別が女性に重大な影響をもたらすことに懸念を表明—

＜主要な懸念及び勧告＞

- 35 「委員会は、婚外子に対する、戸籍と相続権に関する法律及び行政実務上の差別、そして、それらが女性に対してもたらす重大な影響についても懸念する。
- 36 委員会は日本政府に対して、民法の中にいまだに残る差別的な条項を削除し、立法や行政実務を女性差別撤廃条約に適合させることを求める。」
